

2つの給付金の支給申請期限迫る！

臨時福祉給付金または子育て世帯臨時特例給付金の支給申請はお済みですか？
2つの給付金の支給申請期限は平成27年1月5日(月)です。
まだ申請していない人は至急申請手続きをしてください。

項目	臨時福祉給付金	子育て世帯臨時特例給付金
支給対象者	基準日(平成26年1月1日)において市内に住民登録されている人	
	平成26年度分の市県民税(均等割)が課税されていない。 ただし、下記①または②に該当する人は対象外 ①市県民税(均等割)が課税されている人に扶養(事業専従者含む)されている場合 ②生活保護制度の被保護者である場合など	下記の要件①②両方を満たす人 ①平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給 ※特例給付:所得が高額な人について、児童1人当たり月額5,000円を給付されている人 ②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満の人◆対象児童:上記支給対象者の平成26年1月分児童手当・特例給付の対象となる児童
支給額	支給対象者:1人につき10,000円 次の【加算対象者】は1人につき5,000円を加算 《加算対象者》 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者、児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など	対象児童:1人につき 10,000円 (注)ただし次の児童は対象外です。 ①「臨時福祉給付金」の対象となる児童 ②生活保護制度の被保護者にあたる児童

申請方法

期 間	平成27年1月5日(月)をもって終了します。 ※土・日・祝日・年末年始を除く	
場 所 時 間	場所:市役所各総合窓口センター、出張所、連絡所、支所 時間:午前9時~午後5時	
必要添付書類等	①支給対象者全員の身元確認書類の写し(運転免許証、健康保険証、パスポート等) ②給付金振込銀行口座等の写し(通帳など) ③印鑑 ④支給対象者が、市外の人の被扶養者の場合は扶養者の非課税証明書等の写し	①申請者確認できるもの(運転免許証、健康保険証、パスポート等) ②給付金の振込銀行口座等の写し(通帳など)(児童手当の振込口座以外の場合) ③印鑑
郵送の場合の提出先	〒656-0192 南あわじ市広田広田1064番地	
	総務係	母子児童福祉係

【申請に関する問い合わせ先】

臨時福祉給付金専用ダイヤル ☎44-3029
福祉課 ☎44-3002

